

町税等は納期限までに納めましょう

問合せ 税務課 管理担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

町では、皆さんに納めていただいた税金を使って快適な住みよいまちづくりを行っています。町県民税や固定資産税などの町税は、生活に関わりの深い行政サービスのために欠かすことのできない貴重な財源です。納め忘れのないよう、納期限までに納付をお願いします。

なお、病気や失業などやむを得ない事情により納付が困難な方はお早めにご相談ください。



利用しやすい納付方法をお選びください

口座振替による納付

事前に申請・口座登録をし、登録口座から引き落とし(受付月の翌月末納期限分から口座引き落とし開始)

【納付できる税等】

町県民税(普徴)・固定資産税・
軽自動車税・国民健康保険税・
介護保険料・
後期高齢者医療保険料

納め忘れなし!



他の手続きに併せて



金融機関等の窓口での納付

金融機関、本庁舎会計課、神泉総合支所会計課分室の窓口での納付

【納付できる税等】

町県民税(普徴)・固定資産税・
軽自動車税・国民健康保険税・
介護保険料・
後期高齢者医療保険料

コンビニエンスストア・ スマートフォン決済アプリでの納付

納付書に記載のバーコードを利用して納付

【納付できる税等】

町県民税(普徴)・固定資産税・軽自動車税・
国民健康保険税・介護保険料・
後期高齢者医療保険料



休日・深夜も対応可



町ホームページ

介護保険料が令和8年7月
発行分から利用できるよう
になりました!



パソコン等
あれば自宅でも

地方税共通納税システムによる納付

納付書に記載の「eL-QR」
や「eL番号」を利用して納付

【納付できる税等】

町県民税(普徴)・固定資産税・
軽自動車税・国民健康保険税



地方税お支払いサイト

※対応可能なコンビニエンスストア・スマートフォン決済アプリ
については町ホームページをご確認ください。

※地方税共通納税システムの詳細は地方税お支払いサイトをご確認ください。

納税相談を受け付けています

平日開庁時間内と毎月第2日曜日の午前8時30分から正午まで、税務課内に納税相談窓口を設置し納税相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

スズメバチ駆除費の一部を補助します

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

町では、一般住宅にできたスズメバチの巣の駆除を業者に依頼した場合、駆除費の一部を補助しています。

【補助対象】 一般住宅(賃貸物件は除く)にできたスズメバチの巣の駆除

【補助金額】 駆除費用の1/2(上限1万円)

【必要書類】 ①申請書(町指定の様式) ②駆除に要した費用の領収書 ③写真(駆除前と駆除後)

【駆除業者について】 町内外を問わず、駆除業者であれば補助対象となります。

【その他】

- ・現在、申請者自ら居住している住宅に限ります。
- ・申請の期限は領収書の日付から30日以内です。
- ・町職員による駆除は行っていません。
- ・必要書類のほかに、通帳(振込先口座)と認印をお持ちください。
- ・予算額に達した時点で受付を終了します。

詳しくは町ホームページ
をご覧ください。



町ホームページ

くらしの110番 訪問購入のトラブルに注意

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

「不用品を買い取るというので家に来てもらったが、強引に貴金属等を買収されてしまった」など、自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入に関する相談が高齢者を中心に多く寄せられています。

飛び込み勧誘や何を買収するのか明確でない勧誘をすることは特定商取引法で禁止されています。ただし、訪問する前に買収したい物についての勧誘を消費者が了承していれば法律違反にはなりません。曖昧な返事をすると、後からトラブルになるおそれがあります。消費者に売るつもりがなくても、悪質な買取業者は「鑑定してあげる」などの口実を用いたりして貴金属を出させて強引に買収するケースも散見されます。

【事例】 高齢の母が不用品の買収業者から「近所を回っている」との電話を受け、靴数足を売ることにした。その後、自宅近くまで来たとき再度、業者から母に電話があり貴金属の話をしてきた。電話を切った後、母に貴金属を売るつもりがあるのか確認すると「売らない」と話していた。しかし、その後訪れた買取業者に指輪やネックレスを見せ、結局買収されてしまった。不審に思った私が「買収は不用品だけのはずだ」と伝えると、業者は「貴金属のことは事前に説明している」と拒まれた。

消費者へのアドバイス

- ①買取業者から電話がかかってきても安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- ②売却する意思がない場合はキッパリ断りましょう。
- ③売却する意思のない物品(貴金属など)は見せないようにしましょう。

【売却する場合】

- ・訪問購入では事業者の連絡先や購入物品の種類、購入価格等を記載した法定書面の交付義務があります。必ず書面を受け取り、記載内容を確認しましょう。
- ・クーリング・オフ期間(法定書面受領から8日以内)は引き渡しを拒否できます。

▼困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン ☎188(いやや)